

中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震で被災した町内事業者に対し、事業再建及び経営安定を図るため、中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業主であって町内に事務所又は事業所を有する者をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの支援（以下「県補助金等」という。）の額の確定を受けている者

ア 石川県なりわい再建支援補助金（県要綱に基づき石川県が交付するものをいう。）

イ 中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」（公募要領に基づき公益財団法人石川県産業創出支援機構が交付するものをいう。）

ウ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」（交付規程に基づき全国商工会連合会が交付するものをいう。）

エ 営業再開支援補助金（石川県営業再開支援補助金事務局実施要領に基づき交付するものをいう。）

(2) 町内に事業所及び設備等を有する中小企業者。

(3) 今後1年以上事業を営む予定であること。

(4) 町税等の滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係しないこと。

(6) 遵守すべき関係法令等に違反していないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金等の交付確定額の算定の基礎となった経費とする。ただし、中能登町外における施設及び設備等の復旧に要する経費は除くものとする。

2 補助対象経費に対する保険金及び共済金の額は除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から県補助金等の交付確定額を差し引いた額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 補助上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請及び交付申請の制限）

第6条 交付対象者は、令和7年3月31日までに、中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）県補助金等の額の確定通知書の写し

（2）県補助金等の事業計画書（事業内容がわかる書類）及び報告書

（3）その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、交付対象者につき1回限りとする。

（交付決定の通知）

第7条 町長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、当該申請書及び添付書類を審査し、適当と認められる場合は、中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の取消し）

第8条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した給付金を返還させることができる。

（1）前条第1項の申請内容に虚偽があったとき。

(2) その他町長が不相当と認めた場合

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする。

（財産処分の制限）

第9条 申請者は、補助事業により取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に規定する期間を経過する日までに補助金の交付の目的に反すると認められる使用、譲渡、交換又は貸付けをしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認には、条件を付することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

県補助金等	補助上限額
ア 石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた場合	100万円
イ 中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の交付を受けた場合	50万円
ウ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の交付を受けた場合	50万円
エ 営業再開支援補助金の交付を受けた場合	50万円

様式第 1 号(第 6 条関係)

中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

中能登町長 様

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先 () ー

中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金の交付を受けたいので、中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

1 事業所概要

業 種	事業所の名称	事業所等の住所
	☐ 上記申請者と同じ	☐ 上記申請住所と同じ

2 補助金申請額

① 次に掲げるいずれかの支援の交付確定額の算定の基礎となった経費の額(町外における事務所及び事業所の施設及び設備の復旧等に要する経費の額を除く。) ※いずれかの支援を選択してください。(※複数選択可) ☐ 石川県なりわい再建支援補助金 ☐ 中小企業者持続化補助金「災害支援枠(令和 6 年能登半島地震)」 ☐ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和 6 年能登半島地震)」 ☐ 営業再開支援補助金	円
② ①の支援の交付確定額	円
③ (①－②) / 2 の額	円
④ 交付申請額 ③の金額(1,000 円未満切捨て) ※石川県なりわい再建支援補助金の場合は、上限 100 万円 ※小規模事業者持続化補助金又は中小企業者持続化補助金の場合は、上限 50 万円	円

3 添付書類

☐以下の支援の額の確定通知書の写し及び事業内容が分かる書類

- ・石川県なりわい再建支援補助金
- ・中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」
- ・小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」
- ・営業再開支援補助金

4 振込先

(フリガナ)					
口座名義					
振込金融機関		種別	口座番号		
銀行・金庫	本店	☐ 普通			
農協・組合	支店	☐ 当座			

5 誓約書

- ☐ 町税料金等に滞納がありません。また、町が保管する税料金等の納付状況について調査することに同意します。
- ☐ 補助金を受給後も、事業を継続する意思があります。
- ☐ 補助金の申請に関し、全ての要件を満たしています。
- ☐ 申請内容に虚偽が判明した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還等に応じます。

補助金の申請に関して上記の内容を誓約します。

(代表者氏名)

(代表者本人が自筆で署名してください。【押印不要】)

様式第 2 号（第 7 条関係）

中 企 第 号
年 月 日

様

中能登町長

中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付決定通知書

中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 交付の可否 | 可 | ・ | 否 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | | 円 |

様式第 3 号（第 8 条関係）

中 企 第 号
年 月 日

様

中能登町長

中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金については、中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり助成金の取消をするので通知します。

記

1 取消し額 金 円
 (詳細)

2 取消しの理由

3 返還期限（交付済みの場合） 年 月 日